

2014 10/18

相続の いろは

意外な仕組み④

「遺産分割の話合いがまとまらない。相続税の申告・納付はいつまでにすればいいのかわからない。税理士の藤曲武美氏にこんな切実な相談によく直面する。」

答えは相続人が被相続人の死亡を知った日の翌日から10カ月以内だ。1月6日に知れば、申告・納税期限は11月6日とな

いつまでに納付？

る。金銭による一括納付が原則。分割払いや、金銭以外の不動産などで納付する物納もあるが一定の厳しい要件を満たさないと認められない。期限までに相続税申告書のほか、遺言書または遺産の何を誰にどのくらい分けるかを記した遺産分割協議書、相続人全員の印鑑証明書なども必要に応じて提出する。相続税申告書には配偶者の相続税が軽減される特例や、条件をみたせば被相続人の自宅の評価額を80%減らせる特例を受けるための計算書を含む。

10カ月内、現金一括で

- 相続税の申告に必要な主な書類
- ▽相続税の申告書
配偶者の税額軽減額の計算書、小規模宅地の課税価格の計算書を含む
 - ▽被相続人の戸籍謄本
すべての相続人を明らかにする
 - ▽遺言書または遺産分割協議書
いずれも写し
 - ▽相続人全員の印鑑証明書
未成年者は代理人の分
 - ▽申告期限後3年以内の分割見込書
期限までに遺産分割がまとまらない場合
- (注)特例で相続税がゼロでも提出する必要がある

む。遺産分割がまとまらないとその計算書を作成できず、特例を受ける前との多い税額を納付することになる。分割協議がまとまらない場合、申告時に「3年以内で完了する」との見込書(藤曲氏)と助言する専門家を税務署に提出すれ